

平成30年勝浦町マラソン議会（6月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成30年6月12日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 6月12日 午前9時30分 議長 節 公 一

散会 6月12日 午前10時18分 議長 節 公 一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	節公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

3番 美馬友子 9番 井出美智子

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	企画総務課長	山田徹
税務課長	久木喜仁	福祉課長	岡本重男
産業交流課長	海川好史	住民課長	中瀬弘晴
建設課長	松本博文	教育委員会事務局長	笹山芳宏
勝浦病院事務局長	笠木義弘	会計管理者	後藤信之
地方創生推進室長	石木正昭		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第2号 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第3号 勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 平成30年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）について

日程第8 報告第1号 平成29年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 同意第1号 勝浦町教育委員会委員の任命について

日程第10 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（節 公一君） 皆さんおはようございます。

大西議員も無事ご帰還されまして喜ばしいことでございます。

ただいまから平成30年勝浦町マラソン議会6月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

会議等への出席状況を報告いたします。

5月19日，大阪府で開催された近畿ふるさと会第25回総会に仙才，松下，麻植，国清，森本，大西議員，美馬副議長と私が出席しました。

5月28，29日，東京都で開催された平成30年度町村議会議長・副議長研修会に美馬副議長と私が出席しました。

5月30日，小松島市で開催された平成30年度小松島地方防犯連合会総会に私が出席しました。

同日，北島町で開催された徳島県町村議会女性議員連盟研修会に美馬副議長が出席しました。

6月9日，10日，東京都で開催された関東阿波かつうら会第22回総会に麻植，国清議員，美馬副議長と私が出席しました。

次に，監査委員から例月出納検査結果について報告書がお手元へ配付のとおり提出されていますので，ご報告しておきます。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは野上町長，山田企画総務課長ほか全課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（節 公一君） 次に，日程第2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

今会議における会議録署名議員は，3番美馬議員，9番井出議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

松田議会運営委員長。

○議会運営委員長（松田貴志君） 6月5日に議会運営委員会を開きましたので、協議結果を報告いたします。

会議日程であります、本日1日を予定しております。

なお、今6月会議における全ての第一読会において、会議規則第52条にある議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に議長席で行うことと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（笹 公一君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 次に、日程第4、議案第1号、勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第4号、平成30年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）についてまでを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

平成30年勝浦町マラソン議会6月会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところご出席を賜りまして、深く感謝を申し上げます。また、日ごろから町勢の発展にご尽力を賜ってお

りますことに対しましても心からお礼を申し上げます。

さて、5月には第25回近畿かつうらふるさと会総会、また先日開催されました第22回関東阿波かつうら会総会、ともに多くの議員各位がご出席いただき花を添えていただきました。おかげをもちまして、両総会とも盛会に開催でき、会員の皆様も大変喜んでおられました。私からも重ねてお礼を申し上げます。

それでは、本会議に上程をいたしております議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号、勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、平成26年厚生労働省令第63号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

議案第2号、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、教育長職務代理者の報酬を新たに規定するため、改正を行うものであります。

議案第3号、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、中小企業等小規模事業者の生産性を高めるために実施する設備投資で取得した償却資産に係る固定資産税の特例について、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する附則の改正でございます。

なお、事業者が補助制度等の支援を受ける条件として、当該税条例の改正が必要となっております。

議案第4号、平成30年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

これは、教育長職務代理者の報酬額を新たに規定することに伴う補正でございます。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,305万9,000円とするものであります。

なお、歳出補正予算科目は9款教育費1項教育総務費を補正いたします。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただきご決議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笹 公一君） 町長の説明が終了しました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

まず、議案第1号について、岡本福祉課長に説明を求めます。

岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 議案第1号、勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年勝浦町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

4号、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有するもの。

第10条第3項に次の一号を加える。

10号、5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、町長が適当と認めたもの。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明資料としまして、別添の横長でホッチキスで閉じました平成30年6月会議議案第1号詳細説明参考資料をごらんください。こちらのほうに改正理由としまして、厚生労働省令の改正によりまして放課後児童支援員の資格要件の明確化と拡大ということで、この明確化は教員免許が更新制度の受講しなければならないという規定がございまして、今現在も更新を受講していない教員もこの指導員として資格があるんですけども、それが今現在の条例では明確にわからないということで、今回教員免許状を取得したものを対象とするということで更新制度の受講は関係なく資格があるということを明確化いたしました。

また、資格要件の拡大でございますが、こちらは今まで高校卒業以上で2年間の指導員としての実績を要件としておりましたが、新たに5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであれば、町長が適当と認めたものに対して資格要件が拡大される

ということで、以上2点を改正させていただきました。

改正前、改正後につきましては、次のページに対照表として記載させていただいております。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（節 公一君） 次に、議案第2号について、笹山教育委員会事務局長に説明を求めます。

笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 議案第2号、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について改正の提案でございます。

地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和30年勝浦町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中、教育委員会の委員、現在委員の年額が19万6,000円でございますのを、教育委員会教育長職務代理者、年額25万8,000円、教育委員会委員、年額19万6,000円に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するという改正の提案でございます。

教育長の職務代理者は、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときに教育長にかわって職務を行うこととなりますが、非常勤の教育委員が担うことになるため、常勤の教育長と同様の職務を行うことは困難でございます。実際に担う職務は教育委員会の会議の招集、進行を行うこと、式典等に教育長が出席できない場合に教育長の代理として挨拶、対応等を行うなど、以前の教育委員会の委員長と同様の職務になります。したがって、教育長の職務代理者の報酬額は以前の教育委員会委員長の報酬額と同等とするのが適当と考え、ご提案申し上げる次第です。

それから、地方自治法第203条の2の規定によるものの報酬及び費用弁償に関する条例では、教育委員は年額設定としているため、4月からの基準適用としてご提案するものでございます。

以上、詳細説明といたします。

○議長（節 公一君） 続いて、議案第3号について、久木税務課長に説明を求めま

す。

久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） おはようございます。

それでは、議案第3号につきまして詳細説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案書のほかに資料1を添付させていただいております。

今回の改正につきましては、地方税法が改正されたことに伴いまして、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例というふうになっております。

その内容ですけれども、中小企業者が生産性向上のために作成する認定先端設備等導入計画に従って新たに取得した機械装置等の課税標準額を3カ年間にわたってゼロとするものでございます。それらを町条例附則第7条第25項の次に第26項として追加明記しております。

なお、今回の地方税法の改正では課税標準額の減額幅が2分の1からゼロというふうになっておりまして、その範囲内において各市町村が決定するというふうにされておりますが、本町においては近隣市町村の状況等を踏まえましてゼロというふうにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 議案第4号については、冒頭の町長からの提案説明により、担当課長の詳細説明は割愛いたします。

以上で詳細説明は終わりました。

これより総括質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑はございませんか。

質疑ございませんか。

大西議員。

○10番（大西一司君） 大丈夫ですか。

○議長（笹 公一君） 大丈夫ですよ。はい。

○10番（大西一司君） 申しわけない。段取り、午前中で十分協議ができていない中、ひょっとしたら重複するような質問になるかもわからんのですが、前のときの、皆さん方に。

この教員免許法、それから次の5年以上経験ということであるんですが、このこと

によって本町にはどういう影響があるのかわからないのか、この1点お答え願いたいと思います。

○議長（笹 公一君） 岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 本町への影響ということでございますが、今学童保育のほうで、生比奈小学校と横瀬小学校とございますが、生比奈小学校の学童保育の支援員さんの中に対象となる方がおいでます。それで、この資格要件の元に講習を受講しなければならないということで講習を受けるための資格要件なんで、条例をつくっておくとその方が希望した場合は受講ができるということがまず1点ございます。それから、将来的には実務経験5年があれば、特に町長が認めた場合ということで勤務成績がいいということ認めて、将来的にも受講ができるということになってまいります。今までは先ほども言いましたように、高校卒業以上で2年以上の実務経験が必要だったというところを、さらに拡大したということでございます。

それから、教員免許状のことでございますが、従来は教職員としての資格を持つ者という表現でございまして、こちらのほうは運用の中で更新制度を受講しなくて失効した教職員であっても、従来からこちらのほうの、学童のほうの支援員の受講資格はございましたが、この条例だけを読みますと、これ更新してない先生はいけるんかというような疑義が出てまいりますので、国のほうからも明確に免許法の免許を持っていると、免許を最初に持っておればあとの更新の受講をしなくても資格要件はあると。従来からあるんですけど、それを明確化したという、以上2点の改正となっております。本町においては、今後もし、その元学校の先生の免許を持っとして更新を受けてない方がこの支援員として就任されたときには明確化されておりますので、免許さえ持っておればいいということになってまいります。

以上でございます。

○10番（大西一司君） そんで免許、先生のほうはええんやけど、今次のほうの5年以上ということに関して、今まで2年ということの中で、これに関してはなんか不利な点はないんですか、本町に。

○議長（笹 公一君） 岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 先ほども言いましたように、高校卒業というのが2年間の実務には条件となっておりますが、5年の実務経験には高校卒業の要件がありません。

るので、今の日本の状況で言うたら中学校卒業の学歴で5年以上の実務があればということ、要件がむしろ拡大されたということになってまいります。

以上でございます。

○10番（大西一司君） はいはい。わかりました。

終わります。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） ないようですので、次に、議案第2号について質疑はございませんか。

教育長の職務代理者への報酬の件ですが、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第3号について質疑のある議員はございませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

それでは続いて、議案第4号について質疑はございませんか。

大西議員。

○10番（大西一司君） ごめんなさい。やっぱり初めてなもので、確認のためにお聞きします。

この教育長職務代理ということ。6万2,000円年額。この職務代理として、職務代理として実際には、仮にですよ、今は教育長不在なんで。教育長がおられるとき、おられるときにでもこの職務代理というのは必ず配置して、そしてこの報酬、代理人さんとして特別、特別ちゅうか6万2,000円をお支払いするというような理解でよろしいんでしょうか。逆にその必要がない、教育長さんがおられて職務代理という職務がはっきり言って必要ないという時、この計上をせんでもええんかどうか、実際にせないかんもんかどうなんか、ここら辺明確に聞きたいと思います。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） お答えをいたします。

新しい教育長制度になりまして、教育長の職務代理は教育長が指名することになっております。教育長の指名代理者がいない場合は、教育長が急に欠けた場合とか病気の場合にかわりの職務をする方がいないということになりますので、教育長職務代理は常にいていただくほうがいいと思っております。

○10番（大西一司君） 思っておるって、せないかんということやね。

はっきりそれ、ちょっと。思つとるではちょっと具合が悪い。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 申しわけありません。

職務代理者を置かなければならないということでございます。

○10番（大西一司君） はいはい。そうなんですか。ということはこれ、はっきり言って落とすとつちゅうことですか、当初から。ほんまはせないかんことだったんでしょ、そういうことだったら。

○議長（笹 公一君） 笹山事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 新しい教育長制度に移行するときに、同時に任命をしていただいておりますものであつて……。

○10番（大西一司君） 違うやん。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 任命はしていただいておりますけれども、そのまま報酬につきましてはそのときにおければよかつたんですけれども、その時点ではしてなかつたと。よその町村の状況を見ましても、まだ、報酬につきまして差をつけているところもあり、つけていないところもあるような状況でもございます。

○10番（大西一司君） 代理者としてはちゃんとできておつたが、その報酬ができていなかったということだけですね。ほかに、他町村、ほかの自治体ではそうやって出してないところもあると。はっきりしてないところもあるということなんでしょうか。

○議長（笹 公一君） 笹山事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） さようでございます。県内の町村の状況を見ましても、職務代理者で金額を変えてしてありますところは3つの町村でございます。あとの町におきましては教育委員さんと職務代理の報酬額は同じというような状況でございます。

○10番（大西一司君） まあ、置きます。終わります。

○議長（笹 公一君） 第二読会でもいいですけど、ほら。

ほかにございませんか。

国清議員。

○7番（国清一治君） 確認なんですけれども、条例がきょう決まって施行日が4月1日。予算がきょう同じく議決されると思いますが、遡及適用される法的根拠、これは総務課長に聞きたいんですけど。お願いします。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 基本的に条例等の遡及適用は認めないというのが本来の法の趣旨であろうかと考えております。ただ、遡及適用ができるものとしたしまして、不利益を与えないもの、住民の方に不利益を与えない、そういうふうなものについては遡及適用も可であるというふうな実例等が出されてはおります。今回のものにつきましては、先ほど教育委員会事務局長のほうからもお話があったように年額であるということがございます。これを途中での適用といたしますと、実際にどのぐらいの割とか計算をするようないろんな問題が出てきます。そういうふうなもの大きな不利益を与えるものではないということの中で、それを判断基準といたしまして4月1日というふうなことで今回遡及適用ということで、ご提案をさせていただいてるところでございます。よろしく申し上げます。

○7番（国清一治君） わかりました。

○議長（笹 公一君） ほかにございませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑はございませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑はございませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第4号までの4件を一括して討論と採決を行うことにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（笹 公一君） ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笹 公一君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号から議案第4号までの4件は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 日程第8，報告第1号，平成29年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

これより提出者の説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 報告第1号，平成29年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成30年勝浦町マラソン議会3月会議でご決議いただきました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度30年度に繰り越し、別添繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

以上、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。ご報告といたします。よろしくお願ひします。

○議長（笹 公一君） 続いて、詳細説明を求めます。

山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） それでは、私のほうからは繰越計算書の詳細説明のほうをさせていただきます。

報告書の2枚目をお開きいただきまして、計算書のほうに基づいてご説明をいたします。

まず、2款総務費、2項企画費でございます。こちらのほうでは3件繰越計算をいたしております。

1つ目の事業、国民健康保険勝浦病院設計者選定支援事業でございます。こちらのほうは繰越額といたしまして293万5,000円でございます。特定財源といたしましては、基金繰入金を293万円予定をいたしております。

続きまして、同項の住まい応援事業でございます。こちらのほうは300万円の繰り越しでございます。特定財源といたしましては、過疎債を300万円予定をいたしております。

続きまして、宅地造成事業でございます。こちらのほうは繰越額が938万3,000円でございます。特定財源といたしましては土地の売り払い代金を予定をいたしております。

続きまして、4款衛生費、2項清掃費でございます。事業といたしましては一般廃棄物広域処理施設整備事業でございます。繰越額といたしましては120万円、全て一般財源を見込んでおります。

続きまして、5款農林水産業費でございます。1項農業費で事業といたしましては中山間地域所得向上支援関連事業でございます。繰越額といたしましては884万7,000円、特定財源といたしましては国県支出金を440万円、それと事業負担金を180万円予定をいたしております。

7款土木費、2項道路橋梁費では、町単道路改良事業におきまして繰越額が1,404万5,000円、特定財源は見込んでおりません。

道路改良事業でございますが、こちらが4,850万円、特定財源といたしましては国県支出金を287万6,800円予定をいたしております。

3項の河川費では、県単急傾斜地崩壊対策事業といたしまして繰越額としては505万円、特定財源といたしましては国県支出金を250万円、事業費の負担金として185万円を予定をいたしております。

同款の4項住宅費では、公営住宅耐震診断事業といたしまして196万4,000円繰り越しいたしまして、特定財源といたしましては国県支出金を98万2,000円予定をいたし

ております。

続きまして、9款教育費では、2項小学校費で、生比奈小学校校舎トイレ改修事業、こちらのほうが繰越額が2,644万3,000円、特定財源といたしましては国県支出金を1,370万9,000円、過疎債を1,270万円と予定をいたしております。

同項、生比奈、横瀬小学校空調設備整備設置事業でございます。こちらのほうは繰越額として3,499万7,000円を繰り越しております。特定財源といたしましては、国県支出金を723万6,000円、過疎債を2,770万円と予定をいたしております。

最後になりますが、10款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、事業といたしましては林業施設災害復旧事業でございますが、こちらのほうは繰越額が1,387万1,000円、特定財源といたしましては国県の支出金828万2,000円と、地方債、災害復旧事業債でございますが、こちらのほうを360万円を予定をいたしております。

以上、総額といたしまして、繰越額1億7,023万5,000円でございます。よろしくお願いたします。

○議長（笹 公一君） 詳細説明は終わりました。

質疑はございませんか。

ございませんか。

国清議員。

○7番（国清一治君） 執行状況に触れてもええんかいな。

はい。

ことしこの繰り越したのが12事業、1億7,000万円ということで非常に私は多いと思うんですけども。当然29年度にしなければならぬ事業が30年度に繰り越す、基本的にはそういう考えだと思うんですが。私は特にこの小学校費の生比奈小学校のトイレ、生比奈、横瀬の空調については、年度内でも早期にしなければいけない、これもう議会からも何回か指摘しようと思うんですけども、今の状況から見て問題なく早期にできるのかどうか。どなたからでも結構です。

○議長（笹 公一君） 笹山事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 今、両事業につきましては工事を実際行っております。それで、できるだけ早くということでもございますが、大きい騒音等も伴う事業でございますので、長期の休みを利用して、春休み、夏休みを活用しましてで

きるだけ早くに完成をしたいと思っております。

それと、事業の経過でございますが、国の補正予算にのっとって実施いたしましたので、国の補正予算が遅かったということもあわせて、繰り越して事業をするというふうなことになっております。

以上です。

○議長（筈 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） この事業について、町長にお考えがあれば一言お願いします。

○議長（筈 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 私もこの2月に就任いたしまして、それまで子供を大切にということで、子育て日本一のまちづくりという中で、1番に学校、教育施設の環境整備っていうものは遅れている分については早急という思いもあり、今回の事業はちよほどよかったかなというふうに思っております。できる限り早くこの空調設備等は整備したらよいと思うんですが、今教育委員会事務局長も申し上げましたとおり、授業に差し支えることのないように夏休み等を利用して整備を行うということで、既に全ての事業におきまして工事等の契約は終わっております。工期どおりいけば、夏休み中に終わるのではなかろうかというふうに考えております。7月の暑い時分にも、ちょっとまだ空調が使えんというところは子供たちにはご容赦を願って、9月から快適なところでの学習環境というものを整備できるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（国清一治君） はい。終わります。

○議長（筈 公一君） 生比奈小学校の皆さん、今お聞きのとおりトイレは早急に改修されます。空調についても町長から答弁がありましたが、7月の暑いときはちょっと我慢してもらえないきませんかともわかりませんが、9月からは快適に授業をできるそうです。期待しておってください。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） なければ、以上で報告第1号は終了いたしました。

ちょっとここで資料を配りますので、小休いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（笹 公一君） 再開いたします。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 次に、日程第9，同意第1号，勝浦町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提案説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 同意第1号，勝浦町教育委員会委員の任命についてであります。

次の者を勝浦町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

委員の住所は勝浦町大字三溪字市ノ江60番地1，氏名は市川公雄，生年月日は昭和31年3月11日でございます。これは、前任者の任期満了に伴う委員の任命についてでございます。どうかご審議の上、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（笹 公一君） 提案説明は終わりました。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笹 公一君） 賛成者多数と認めます。したがって、同意第1号、勝浦町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 次に、日程第10、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（笹 公一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で6月会議の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

このあと、引き続き10時40分から子ども議会を行いますので、議場にご参集のほどお願いいたします。

ご苦労さんでした。

午前10時18分 閉会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員